精神障害者保健福祉手帳の申請について

1.　添付書類

（1）　**診断書で申請する場合**は、〇印の添付書類を添えて申請書を提出してください。

添付書類 / 申請項目	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	現在の手帳の写し	写真（たて 4cm、よこ 3cm）
新規	〇	―	〇
更新	〇	〇	〇
等級変更	〇	〇	〇

（2）　**障害年金証書等で申請する場合**は、●印の添付書類を添えて申請書を提出してください。

添付書類 / 申請項目	障害年金の年金証書・年金裁定通知書等の写し	同意書（年金事務所等照会用）	現在の手帳の写し	写真（たて４㎝、よこ３㎝）
新規	●	●	―	●
更新	●	●	●	●
等級変更	●	●	●	●

（3）　**東大阪市外より居住地を移した旨の届出**は、現在の手帳の写しと、写真（たて 4cm、よこ 3cm）を添えて申請書を提出してください。紛失の場合は転入前の市町村に照会します。

2.　注意事項

- 年金証書等の写しにより手帳を申請される場合は、障害の等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級等の確認を行います。
- 新規の申請時以外は、すでに交付されている手帳の番号・有効期限を必ず記入してください。
- 手帳の交付後に、氏名・住所に変更があった場合は、「障害者手帳記載事項変更届」により届け出てください。
- 平成 28 年 1 月より手帳の申請にあたって個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。申請書の個人番号欄に正確に記入してください。

3.　写真について

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成 18 年 10 月 1 日）により、精神障害者保健福祉手帳への写真の貼り付けが原則義務づけられています。
  写真は脱帽・上半身で、原則として 1 年以内に撮影したもの（大きさ：たて 4cm、よこ 3cm）を提出してください。申請者の申し出により、東大阪市長が宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布で覆うことを認める場合があります。また、特に支障がある方は、「写真貼付なしの手帳」の交付が可能です。
  その場合、受けられるサービスに差異が生じる可能性がありますのでご了承ください。
- 申請書に写真を添付する際はのりを使用せず、裏返しにして、セロハンテープ等で止めてください。
- 提出する写真の裏面に氏名を記入してください。
- カラーコピー不可。
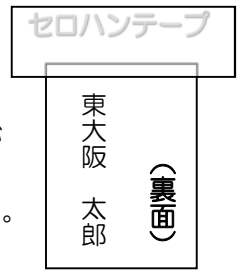
【貼り付け例】